

令和8年度 事業予定計画書

1 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

項目	共済目的等	組合員数	農作物共済			
			水稲			
			半相殺	全相殺	品質	地域インテックス
区域内の概数		人 80,643	a 2,061,300			
前年度 引受実績		52,803	1,004,105	134,170	0	1,170
本年度 引受計画		52,803	904,709	164,049	293	1,287
本年度 予定引受率		% 65.5	% 51.9			

項目	共済目的等	農作物共済			
		麦			
		半相殺	全相殺	災害収入	地域インテックス
区域内の概数		a 42,700			
前年度 引受実績		3,720	0	0	0
本年度 引受計画		3,730	0	0	0
本年度 予定引受率		% 8.7			

共済目的等 項 目	果 樹 共 済							
	収 穫 共 済							
	うんしゅうみかん			なつみかん	指定かんきつ			り ん ご
	半 相 殺	全相殺 減 収	災害収入	半 相 殺	半 相 殺	全相殺 減 収	災害収入	半 相 殺
区 域 内 の 概 数	a 85,843			a 3,355	a 83,040			a 3,578
前 年 度 績 引 受 実	2,053	0	1,780	77	1,070	0	2,086	438
本 年 度 画 引 受 計	1,972	0	1,706	72	1,036	0	1,987	439
本 年 度 予 定 引 受 率	% 4.3			% 2.1	% 3.6			% 12.3

共済目的等 項 目	果 樹 共 済								
	収 穫 共 済			樹 体 共 済					
	ぶ どう		な し	うんしゅう みかん	な つ みかん	指 定 かんきつ	りんご	ぶどう	な し
	半 相 殺	災害収入	半 相 殺						
区 域 内 の 概 数	a 14,397		a 8,820	a 85,843	a 3,355	a 83,040	a 3,578	a 14,397	a 8,820
前 年 度 績 引 受 実	1,110	0	278	73	0	50	0	9	0
本 年 度 画 引 受 計	1,121	0	281	185	0	135	180	30	0
本 年 度 予 定 引 受 率	% 7.8		% 3.2	% 0.2	% 0.0	% 0.2	% 5.0	% 0.2	% 0.0

項 目	畑 作 物 共 済		
	大 豆		
	半 相 殺	全 相 殺	地 域 インデックス
区域内の概数	a 36,100		
前 年 度 引 受 実 績	1,588	946	0
本 年 度 引 受 計 画	1,278	938	0
本 年 度 予 定 引 受 率	% 6.1		

項 目	園 芸 施 設 共 済									
	ガ ラ ス 室		プ ラ ス チ ッ ク ハ ウ ス							
	I 類	II 類	I 類	II 類	III 類	IV 類		V 類	VI 類	VII 類
	甲	乙								
区域内の概数	棟 3	棟 30	棟 2	棟 7,121	棟 180	棟 317	棟 75	棟 51	棟 381	棟 2
前 年 度 引 受 実 績	3	23	2	4,501	101	115	42	39	186	1
本 年 度 引 受 計 画	3	23	2	4,690	110	115	42	39	186	1
本 年 度 予 定 引 受 率	% 100.0	% 76.7	% 100.0	% 65.9	% 61.1	% 36.3	% 56.0	% 76.5	% 48.8	% 50.0

項 目 \ 共済目的等	任 意 共 済	
	農 家 建 物	農 機 具
区域内の概数	棟 120,300	台 63,100
前 年 度 引 受 実 績	85,897	9,183
本 年 度 引 受 計 画	86,240	9,340
本 年 度 予 定 引 受 率	% 71.7	% 14.8

(農業経営収入保険)

項 目 \ 経営体	収 入 保 険		
	個 人	法 人	合 計
区域内の概数	件 5,807	件 592	件 6,399
前 年 度 引 受 実 績	1,210	298	1,508
本 年 度 引 受 計 画	1,315	315	1,630
本 年 度 予 定 引 受 率	% 22.6	% 53.2	% 25.5

2 農業共済事業の規模

(1) 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済事業の規模

共済目的等 項 目			引 受		共済金額	共 済 掛 金			保 険 料 D	交付金又は 納入保険料 E=B－D	手持共済掛金	備 考
			本年度予定	前年度実績		総 額 A	国庫負担金 B	農家負担金 C				
農 作 物	水 稻	半 相 殺	904,709 a 36,815,950 kg	1,004,105 a 40,874,541 kg	千円 8,270,728	千円 128,146	千円 64,069	千円 64,077	千円 58	千円 64,011	千円 130,498	
		全 相 殺	164,049 a 6,988,705 kg	134,170 a 5,714,485 kg								
		品 質	293 a 12,655 kg	0 a 0 kg								
		地 域 インデックス	1,287 a 62,580 kg	1,170 a 56,844 kg								
		計	1,074,068 a 43,934,238 kg	1,143,165 a 46,700,296 kg								
	麦	半 相 殺	3,730 a 54,348 kg	3,720 a 54,426 kg								
		全 相 殺	0 a 0 kg	0 a 0 kg								
		災 害 収 入	0 a 0 kg	0 a 0 kg								
		地 域 インデックス	0 a 0 kg	0 a 0 kg								
		計	1,074,068 a 43,934,238 kg	1,143,165 a 46,700,296 kg								
家 畜	死 亡 廃 用 共 済	搾 乳 牛	5,927 頭	5,893 頭								
		育 成 乳 牛	3,081 頭	3,095 頭								
		繁 殖 用 雌 牛	4,004 頭	3,995 頭								
		育 成 ・ 肥 育 牛	22,149 頭	22,620 頭								
		種 豚	454 頭	445 頭								
		肉 豚	24,703 頭	21,955 頭								
		計	60,318 頭	58,003 頭								
	疾 病 傷 害 共 済	乳 用 牛	6,932 頭	7,016 頭								
		肉 用 牛	14,096 頭	14,394 頭								
		種 豚	0 頭	0 頭								
		計	21,028 頭	21,410 頭								

共済目的等 項 目				引 受		共済金額	共 済 掛 金			保 険 料 D	交付金又は 納入保険料 E=B-D	手持共済掛金	備 考
				本年度予定	前年度実績		総 額 A	国庫負担金 B	農家負担金 C				
果	収	うんしゅう み か ん	半 相 殺	a 1,972	a 2,053	千円 25,167	千円 352	千円 176	千円 176	千円 131	千円 45	千円 221	
			全相殺減収	a 0	a 0	0	0	0	0	0	0	0	
			災 害 収 入	a 1,706	a 1,780	37,193	434	217	217	164	53	270	
		な み か ん	半 相 殺	a 72	a 77	685	8	4	4	4	0	4	
	穫	指 定 か ん き つ	半 相 殺	a 1,036	a 1,070	17,364	184	92	92	42	50	142	
			全相殺減収	a 0	a 0	0	0	0	0	0	0	0	
			災 害 収 入	a 1,987	a 2,086	55,736	580	290	290	101	189	479	
	共	り ん ご	半 相 殺	a 439	a 438	20,202	1,206	603	603	872	△ 269	334	
		ぶ ど う	半 相 殺	a 1,121	a 1,110	138,444	723	361	362	272	89	451	
			災 害 収 入	a 0	a 0	0	0	0	0	0	0	0	
		な し	半 相 殺	a 281	a 278	9,394	552	276	276	411	△ 135	141	
	済	計		a 8,614	a 8,892	304,185	4,039	2,019	2,020	1,997	22	2,042	
	樹	うんしゅう み か ん	半 相 殺	a 185	a 73	16,307	25	12	13	2	10	23	
			な つ み か ん	a 0	a 0	0	0	0	0	0	0	0	
		指 定 か ん き つ	半 相 殺	a 135	a 50	25,252	13	6	7	2	4	11	
			り ん ご	a 180	a 0	12,701	10	5	5	1	4	9	
		ぶ ど う	半 相 殺	a 30	a 9	17,604	58	29	29	14	15	44	
		な し	半 相 殺	a 0	a 0	0	0	0	0	0	0	0	
		計		a 530	a 132	71,864	106	52	54	19	33	87	

項 目 共済目的等			引 受		共済金額	共 済 掛 金			保 険 料 D	交付金又は 納入保険料 E=B－D	手持共済掛金	備 考		
			本年度予定	前年度実績		総 額 A	国庫負担金 B	農家負担金 C						
畑 作 物	大 豆	半 相 殺	1,278 ^a 8,993 ^{kg}	1,588 ^a 11,533 ^{kg}	千円 1,580	千円 175	千円 97	千円 78	千円 143	千円 △ 46	千円 32			
		全 相 殺	938 ^a 7,673 ^{kg}	946 ^a 6,741 ^{kg}										
		地 域 インデックス	0 ^a 0 ^{kg}	0 ^a 0 ^{kg}										
計			2,216 ^a 16,666 ^{kg}	2,534 ^a 18,274 ^{kg}										
					2,467	204	113	91	166	△ 53	38			
園 芸 施 設	ガラス室	I 類	棟 3	棟 3	28,205	13	4	9	0	4	13			
		II 類	棟 23	棟 23	205,675	41	13	28	6	7	35			
	プラスチックハウス	I 類	棟 2	棟 2	2,165	8	3	5	2	1	6			
		II 類	棟 4,690	棟 4,501	3,826,828	27,405	12,271	15,134	5,822	6,449	21,583			
		III 類	棟 110	棟 101	782,156	2,166	917	1,249	687	230	1,479			
		IV 類	甲	棟 115	棟 115	677,455	2,139	958	1,181	626	332		1,513	
			乙	棟 42	棟 42	428,303	162	62	100	44	18		118	
		V 類	棟 39	棟 39	325,167	255	101	154	80	21	175			
		VI 類	棟 186	棟 186	53,030	947	466	481	246	220	701			
		VII 類	棟 1	棟 1	624	34	14	20	5	9	29			
	計		棟 5,211	棟 5,013	6,329,608	33,170	14,809	18,361	7,518	7,291	25,652			
	合 計					27,296,822	564,769	274,728	290,041	9,870	264,858		557,309	

(2) 任意共済事業の規模

項目 共済目的		引 受		共 済 金 額	共 済 掛 金 、 賦 課 金			保 險 料 B	保 險 手 数 料 C	手持共済掛金 D= A-(B-C)	備 考
		本年度予定	前年度実績		総 額	共済掛金 A	事務費賦課金				
建 物	総 合	16,101 棟	15,980 棟	千円 119,285,000	千円 358,842	千円 248,463	千円 110,379	千円 152,860	千円 36,044	千円 131,647	
	火 災	70,139 棟	69,917 棟	880,715,000	684,349	376,598	307,751	204,972	82,911	254,537	
	計	86,240 棟	85,897 棟	1,000,000,000	1,043,191	625,061	418,130	357,832	118,955	386,184	
農 機 具	総 合	8,582 台	8,463 台	21,956,000	102,026	68,843	33,183	-	-	70,008	
	火 災	758 台	720 台	949,000	1,757	1,165	592				
	更 新	0 台	0 台	0	0	0	0				
	計	9,340 台	9,183 台	22,905,000	103,783	70,008	33,775				
合 計				1,022,905,000	1,146,974	695,069	451,905	357,832	118,955	456,192	
保 險 割 合 火災共済、総合共済の地震以外 30% 総合共済の地震部分 50%						保 險 手 数 料 率		総 合 23.58%			
								火 災 40.45%			

3 引受計画と実施方策

(1) 農作物共済

- ① 地域農業再生協議会と連携を図りながら水稻共済加入申込書兼変更届出書と水稻生産実施計画書等の一体化処理を行うとともに、関係団体等と緊密に情報共有することで、作付け状況を正確に把握して適正な引受けを行う。
- ② 令和7年度の未加入者及び令和8年度の加入申込書未提出者に対し、無保険者とならないよう戸別訪問等により、農家ニーズに応じた補償内容等の具体例などを用いて提案する。また、災害リスクの備えは農業保険への加入が基本となることを十分に説明し、積極的な加入推進を行う。
- ③ 青色申告者には収入保険を優先的に推進するとともに、全量をJA等に出荷している農業者について、品質方式等資格者には、品質低下による損失も補填できる品質方式等の周知と普及に努め、全相殺方式資格者には、乾燥調製受託者データにより収穫量を把握する施設計量全相殺方式を推進する。また、乾燥調製を自身で行い、確定申告関係書類により収穫量が確認できるときは、帳簿全相殺方式を推進する。
- ④ 半相殺方式の加入者に、乾燥調製に関するアンケート調査を実施し、乾燥調製作業を委託している加入者の委託先把握や、帳簿全相殺方式に必要な帳簿の整備を促し、全相殺方式への移行を推進する。
- ⑤ 全相殺方式及び品質方式等での加入が円滑に進むように、JA等乾燥調製委託先と緊密に連携するなど、全相殺方式等の引受体制整備を行う。
- ⑥ 共済委員会議、組合広報紙及びSNS（交流サイト）等を通じて共済掛金等の払込期限内納入を周知徹底するとともに、口座振替納入への移行を推進する。また、口座振替不能者には、共済関係の解除とならないように共済掛金等の期限内納入を促進する。
- ⑦ 農業保険の共通申請サービスを活用したオンライン申請の周知及び普及に努める。

(2) 家畜共済

- ① 家畜共済の種類など家畜共済制度を丁寧に説明し、農家ニーズに即した加入方式での加入推進を行う。
- ② 引受時に農家から申告があった家畜の飼養状況について、牛個体識別情報、家畜共済事故実績等により正確に検証確認するとともに、家畜の種類等ごとに設定した家畜の価額の評価基準を適正に適用し共済金額を設定する。また、危険段階別共済掛金率を適正に設定・適用し引受けを行う。

- ③ 加入者へ牛トレーサビリティ制度に基づく届出を速やかに行うよう訪問時や組合広報紙等で周知するとともに、地方農政局への牛の死亡・廃用について情報提供を行う等して、継続加入時や期末調整時に効率的かつ正確な引受けを行う。
- ④ 県、市町の関係機関及びＪＡ、畜産協会、養豚協会等関係団体の協力を得ながら有資格農家の把握に努めるとともに、未加入者に対しては、戸別訪問等による制度内容の周知と加入の意思確認を行い、引受拡大を図る。
- ⑤ 共済掛金等の口座振替を推進し、所定期日内の完全徴収に努める。
- ⑥ 農業保険の共通申請サービスを活用したオンライン申請の周知及び普及に努める。

【家畜診療所の運営】

- ① 畜産関係団体、地域の家畜診療所運営協議会及び関係獣医師等との連携を図り、畜産農家の経営の安定と畜産振興に貢献する。
- ② ＮＯＳＡＩ協会、中央畜産会及び獣医系大学等、関係団体と連携し、獣医学生の臨床実習を積極的に受け入れるとともに、大学訪問や就職説明会に出席するなどのリクルート活動を行い、新規獣医師職員の確保に努める。
- ③ 安定的な獣医療が提供できる人員を確保するため、再雇用終了職員等との業務委託契約を結ぶ。
- ④ 家畜診療所の健全な運営を維持するため、診療業務の効率化を図り、経費の節減に努めるとともに、診療収入等の口座振替を推進し、所定期日内徴収に努める。
- ⑤ 診療体制の維持強化に努めるとともに、医療機器の更新を計画的に行い、高度な獣医療を提供する。また、全国で開催される家畜診療技術研修会等へ積極的に参加し、高度な家畜診療技術を習得する。
- ⑥ デジタル技術を活用し、画像等を利用した遠隔診療及び診療技術の共有などにより新たな診療機会の提供体制の整備を行う。

（３）果樹共済

- ① 各地区生産組合及びＪＡ主催の会議等へ積極的に参加し、制度の周知を図るとともに、市町、ＪＡ及び生産者団体等へ制度の普及啓発と事業推進への協力を求める。
- ② 関係機関、ＪＡ及び生産者団体等の協力を得て有資格農家の栽培面積を調査し、未加入者の資源及び栽培実態の把握に努め、戸別訪問等による制度内容の周知と加入の意思確認を行うとともに、災害リスクの備えは農業保険へ

の加入が基本となることを十分に説明し、加入推進を行う。

- ③ 青色申告者には収入保険を優先的に推進するとともに、青色申告者以外の災害収入共済方式資格者には、品質低下による損失も補填できる災害収入共済方式の普及に努める。
- ④ 有資格農業者及び収入保険へ移行した組合員等に対し、樹体共済の制度内容を周知し、加入推進を図る。
- ⑤ 果樹共済加入者の確定申告の方法や出荷先、心配している経営上のリスクなどを戸別訪問時に把握し、個々のニーズに応じた提案型の推進に努める。
- ⑥ 農業保険の共通申請サービスを活用したオンライン申請の周知及び普及に努める。

(4) 畑作物共済

- ① 関係機関、J Aと連携を図り、水稻共済加入申込書兼変更届出書等の関係書類を基に有資格農家の把握に努める。
- ② 生産販売農家及び集落営農法人等の有資格者に対し、戸別訪問等による制度の周知と加入の意思確認を行うとともに、災害リスクの備えは農業保険への加入が基本となることを十分に説明し、加入推進を行う。
- ③ 青色申告者には収入保険を優先的に推進し、全量をJ A等に出荷している場合は施設計量全相殺方式を推進する。また、全量を出荷していない場合で確定申告関係書類により収穫量が確認できるときは、帳簿全相殺方式を推進する。
- ④ 加入申込書に記載されている全耕地の現地確認を行い、栽培の実態を把握し、適正な引受けに努める。
- ⑤ 農業保険の共通申請サービスを活用したオンライン申請の周知及び普及に努める。

(5) 園芸施設共済

- ① 関係機関、J A等の協力を得て新規就農者と新設棟に係る情報を把握するとともに、各地区で開催される生産組合等の会議に積極的に参加し、制度内容の周知を図り、新規引受けに取り組む。
- ② 資源台帳の整備及び更新を継続的に行うとともに、未加入者への戸別推進については、推進地域や対象者及び適切な推進時期を重点的に設定し、未加入者個々の詳細な未加入理由を把握し分析することで、農家ニーズ及び実情に合わせた効果的な提案を行うとともに、災害リスクの備えは農業保険への加入が基本となることを十分に説明し、加入推進を行う。

- ③ 短期被覆の水稻育苗ハウスについて、被覆前に有資格農家へ重点的に加入推進を行う。
- ④ SNS等による情報発信やリスク啓発のチラシを配布し、多発する自然災害等に対するリスク回避の啓発を促すことで、引受拡大に努める。
- ⑤ 農業保険の共通申請サービスを活用したオンライン申請の周知及び普及に努める。

(6) 任意共済

- ① 解約理由の分析や資金不足などによる未継続者への補完推進を行い、加入母数の確保に努める。
- ② 頻発する自然災害に備え、オールリスクの補償ができる総合共済の加入推進を図るとともに、地域性や農業者ニーズに着目した提案型推進を展開し、小損害実損填補特約や臨時費用担保特約の付帯推進により、補償の充実を図る。
- ③ 自動継続特約の推進を強化し、継続中止者の抑制を図り、引受共済金額の確保と加入者の継続加入手続きの軽減を行う。
- ④ 少額の共済金支払いとなった加入者への共済金額の増額や特約付帯などのフォローアップ推進を行い、共済事故に対する補償の充実に努める。
- ⑤ 高額化する農機具の修理費用を補償するため、新規購入者に対し、新調達価額で加入の推進を行うとともに、中古購入農機具についても積極的に加入推進を行い、補償の充実を図る。
- ⑥ 法人等の大規模農業者の資源把握に努め、未加入農機具の加入推進を行う。
- ⑦ 共済委員を中心とした基礎組織への制度説明や連携強化により農業者への制度普及に努めるとともに、職員による戸別推進の強化を図る。
- ⑧ 加入推進時に、支払いの対象となる事故、並びに加入者の告知義務等の制度の仕組みや内容について、加入者へ丁寧で分かりやすい説明を行う。

4 損害評価の適正化の方策

(1) 農作物共済

- ① 見回り調査を実施し、関係機関、JA等の関係団体と連携を図りながら被害発生状況の早期把握に努め、加入者からの適期被害申告の周知徹底を図るとともに、適正な評価体制を整え、適期の損害評価を実施する。
- ② 損害評価員等を対象に損害評価現地研修会を開催し、評価方法及び評価眼の統一を図り、適正公平な損害評価の実施に努める。また、共済事故以外の

原因による減収等については、分割評価基準の的確な適用を徹底する。

- ③ J A等からの出荷資料や、確定申告関係書類の早期の取得に努め、全相殺方式等に係る適正かつ円滑な損害評価事務を行う。
- ④ 高温障害による登熟不良等被害の発生見込みを早期に把握するため、生産者、関係機関及びJ A等との情報共有に努めるとともに、収穫前判定システムの適切な運用を行い、危険情報が出た場合は、関係機関、関係団体と連携して早期に加入者へ周知する。

(2) 家畜共済

- ① 事故家畜の個体情報及び適用する共済関係等が効率的に確認できるよう、牛個体識別情報の早期登録を促すとともに、組合において定期的な取得・更新を行う。
- ② 死亡廃用共済については、事故発生時に支所等と家畜診療所の連携による効率的な事故確認に努め、廃用事故認定基準細則及び免責基準を遵守した適正な損害評価を行う。
- ③ 疾病傷害共済については、病傷事故給付基準等に基づき、形式審査、内容審査を適正に行う。内容審査は獣医師職員が、給付基準等を統一的に適用し集合審査・巡回審査・分散審査により行う。
- ④ 画像による死亡事故確認を計画的に推進し、加入者の利便性を高め、合わせて損害認定の効率化を図る。

(3) 果樹共済

- ① 被害発生の都度速やかに見回り調査を実施し、関係機関等と連携し被害状況の早期把握に努め、加入者からの適期被害申告の周知徹底を図るとともに、適期の損害評価を実施する。
- ② 台風等の大災害の発生に備えるため損害評価体制を整備し、加入者からの被害申告に基づき、迅速かつ適正な損害評価に努める。
- ③ 損害評価現地研修会を開催し、評価方法及び評価眼の統一を図り評価技術の向上に努める。また、共済事故以外の原因による減収等については、分割評価基準の的確な適用を徹底する。

(4) 畑作物共済

- ① 定期的な見回り調査に加え、被害発生の都度速やかに見回り調査を実施し、生育状況及び被害状況の早期把握、加入者からの適期被害申告の周知徹底を図る。
- ② 損害評価現地研修会を開催し、評価方法及び評価眼の統一を図り、適正公

平な損害評価の実施に努める。また、共済事故以外の原因による減収等については、分割評価基準の的確な適用を徹底する。

- ③ J A等からの出荷資料や、確定申告関係書類の早期の取得に努め、全相殺方式に係る適正かつ円滑な損害評価事務を行う。

(5) 園芸施設共済

- ① 加入者からの事故発生通知及び異動通知が遅滞なく行われるよう、加入証券送付時や農家訪問時、組合広報紙を活用し周知する。
- ② 共済事故発生時に、迅速かつ適正な現地損害評価が行える体制を整備するとともに、被害が広範囲に発生した場合は、関係団体と連携を図り、被害状況を迅速かつ的確に把握し、共済金の早期支払いに努める。
- ③ 損害評価現地研修会を開催し、評価技術の向上及び損害評価事務の適正化を図る。
- ④ 特定園芸施設等の画像による損害評価について、加入者への周知及び普及に努める。

(6) 任意共済

- ① 罹災時の事故発生通知が、加入者から速やかに行われるよう、共済委員会議及び加入証券送付時に周知するとともに、落雷・積雪のシーズンや農繁期前には組合広報紙やSNS等を活用し周知を図る。
- ② 職員の損害評価技術の向上のため、損害評価研修会、事務講習会を開催して知識の習得、向上を図り、加入者への説明力を高める。また、地震等の大規模自然災害に備えて開催される中国地区地震災害損害評価研修会及び損害評価技術研修会等に参加して、一層の知識・技術向上を図る。
- ③ 反社会的勢力との一切の関係を排除するとともに、原因不明、不審火などモラルリスクに関わる可能性のあるものに適切に対応するため、関係機関、団体と連携を強化し、適正な共済金の支払いに努める。

5 損害防止事業の実施計画

- (1) 鳥獣被害対策として、情報の提供を行うとともに侵入防止資材「防護ネット(使用済のり網)」の取扱いを行う。
- (2) 果樹共済加入者を対象に、病虫害対策として防除薬剤費の一部助成を行う。
- (3) 野生鳥獣被害対策協議会等へ参画し、市町等関係機関と情報共有を図り、一体となって鳥獣被害対策に努める。また、鳥獣被害対策アドバイザースキルアップ研修会等に参加し、加入者へ適切なアドバイス等ができるような体制づく

りに取組み、農家自身による獣害対策の効果向上の支援に努める。

(4) 家畜共済特定損害防止事業を効果的に実施し、事故の未然防止を図る。

(5) 家畜共済一般損害防止事業として家畜共済事故低減指導事業及び家畜共済疾病予防事業を行い、農家の損害の低減を図る。

6 農業経営収入保険の推進

(1) 関係機関等からの農業者情報やこれまでの推進結果を踏まえ、未加入の担い手や大規模経営農家、新規就農者を中心に対象者の重点化を進め、効率的かつ計画的な加入推進を図る。

また、有資格者リストを整備・補完し、個々の未加入農業者に応じた具体的な提案を行うなど、実態に即した加入推進に努める。

(2) 青色申告者に対し、自動継続特約や農業保険の共通申請サービスを活用したオンライン申請の利点（付加保険料負担軽減等）を周知するなど、継続加入の推進を図る。

(3) 広島県農業保険推進協議会の構成団体等と連携し、各種研修会等に参加して、制度の周知を図り加入拡大に努める。

7 執行体制の整備

(1) 事務執行体制の整備方法

① 理事会の開催

理事会運営規則に基づき毎四半期各1回、また必要に応じて随時開催し、組合運営上の主要事項及び事業の実施方策等を審議決定する。

また、理事会委員会運営規則に基づき、組合の業務及び事業に関する特定の案件について検討するため、総務委員会及び事業委員会を必要に応じて開催する。

② 監事会の開催及び監事監査の実施

監事会は監査の方針、監査計画等を協議するため、原則として年2回、その他必要に応じて開催する。また、監事監査規則に基づき、財産の状況及び業務執行状況を監査することにより、組合運営の健全化を図る。

③ 内部管理態勢の整備

監事による中間監査及び決算監査の定時監査と、必要に応じた臨時監査を実施する。また、内部監査規程に基づく全部署を対象とする年2回の定期監査及び必要に応じた臨時監査を実施し、内部けん制機能の強化を図る。

④ コンプライアンス態勢の整備

コンプライアンス・プログラムの確実な実施により、内部管理態勢の充実・強化を図る。また、虚偽の引受けの防止及び金融犯罪から組合員の財産を保護する観点から、共済掛金等の納入方法は口座振替を基本とした現金以外の方法とし、現金による方法からの移行を促進させるとともに、適切な共済掛金等の徴収事務に努める。

(2) 共済委員の設置及び職務

集落ごとに共済委員を委嘱し、組合員と組合の連絡業務及び事業推進等の協力を依頼する。

(3) 職制及び職員の配置計画

参事統轄のもと、農家組合員のニーズに応えとともに事業計画達成のため、職員の適正配置により円滑な事業運営に努める。

機構体制として次表のとおり、本所は、監査室、総務部、事業部、家畜部の1室3部6課、支所等については4支所2出張所1連絡所、家畜臨床研修所並びに5家畜診療所とする。また、将来の事業規模を見据え、組織体制の効率化等業務運営の効率化・合理化の取組みを進める。

本 所	人数	支所等	人数	家畜診療所等	人数
参事	1 人	北広島支所	18 人	家畜臨床研修所	2 人
監査室	3 人	廿日市出張所	9 人	東広島家畜診療所	3 人
総務部長	1 人	東広島支所	18 人	北広島家畜診療所	6 人
総務課	7 人	江田島連絡所	2 人	府中家畜診療所	6 人
企画情報課	6 人	福山支所	15 人	庄原家畜診療所	4 人
事業部長	1 人	府中出張所	6 人	三次家畜診療所	3 人
収穫園芸課	5 人	三次支所	19 人		
建物農機具課	4 人				
収入保険課	3 人				
家畜部長	1 人				
家畜課	5 人				
計	37 人	計	87 人	計	24 人

(4) 「未来へつなぐ」サポート運動の推進

運動目標である「安心をすべての農家に届けよう」を遂行するため、農業経営の基幹的なセーフティネットとしての農業保険を農業の生産現場により深く

浸透し、地域の特性や各農家の経営・生活実態に即した加入推進に取り組む。

(5) 役職員研修等の実施

役職員の資質向上及びコンプライアンスを重視した各種研修会を開催する。
また、各種講習会等を開催し関係法令等の専門的知識の習得と倫理意識の高揚に努める。

さらに、NOSA I 協会や農林水産省等が主催する研修会等へ職員を計画的に参加させ、人材育成の強化を図る。

8 広報関係

- (1) 組合広報紙を年4回発行し、組合情報や事業内容等の情報提供を行い、農業保険制度の普及・定着に努める。ホームページやSNSを活用し、組合からの情報を分かりやすくタイムリーに発信するとともに、適切な情報開示と説明責任を果たす。また、組合や農業保険制度に対する意見・要望を聴くため、組合広報紙とホームページの広聴機能の充実を図る。
- (2) 役職員が、農業共済新聞を発行する意義や果たす役割の認識を共有し、大型農家、農業法人、収入保険加入農業者等への訪問機会に購読奨励を行う。基礎組織の未購読者に対しては、面談・訪問・共済委員会議等、あらゆる機会を捉えて、農業共済新聞の購読を奨励し、普及拡大に努める。
- (3) 広報委員会議を定期的で開催し、制度内容等を効果的にPRするための広報推進体制の強化を図る。

9 事務機械化関係

- (1) セキュリティポリシーに基づき、組合が取扱う情報やこれらを管理する情報機器等の情報資産に対する安全対策の強化と適正な安全管理に努める。
- (2) 情報セキュリティの重要性について、研修会等を通じ、職員の共通認識の徹底を図る。
- (3) 令和8年度から順次Web化となる農業保険システムについて、データを整備し、円滑な移行及び本格運用を開始する。
- (4) Web化に対応した画一的な補助システムを構築し、事務処理の適正化・効率化を図る。
- (5) 収入保険制度と農業共済制度の加入者情報を連携させ、効率的な組合員等情報の管理を行う。
- (6) 農業共済制度の改正に伴うシステム改修に対応するとともに、システムの安

定稼動に努める。

- (7) グループウェアを有効活用し、部署、支所及び診療所間の情報共有と管理業務の効率化・合理化を図る。
- (8) 農業保険の共通申請サービス、家畜の画像を利用した死亡確認や特定園芸施設等の画像による損害評価などに対応した環境の整備を行う。

10 損害防止事業実施要領

- (1) 家畜共済事故低減指導事業実施要領
- (2) 家畜共済疾病予防事業実施要領
- (3) 果樹共済損害防止事業助成金交付要領

11 事業奨励要領

- (1) 任意共済事業推進奨励金交付要領

12 予算統制の方策

事業計画に則った事業の完全実施及び余裕金運用の基本方針に基づき、余裕金の安全かつ確実な運用により収入の確保に努める。また、予算執行にあたっては、定期的に予算執行状況の検証を行い、業務運営のより一層の合理化・効率化を図り、徹底した業務経費の抑制に努め、支出計画に基づき適正に執行する。